

技能実習生受け入れ事業

やまなし販路開拓支援事業協同組合

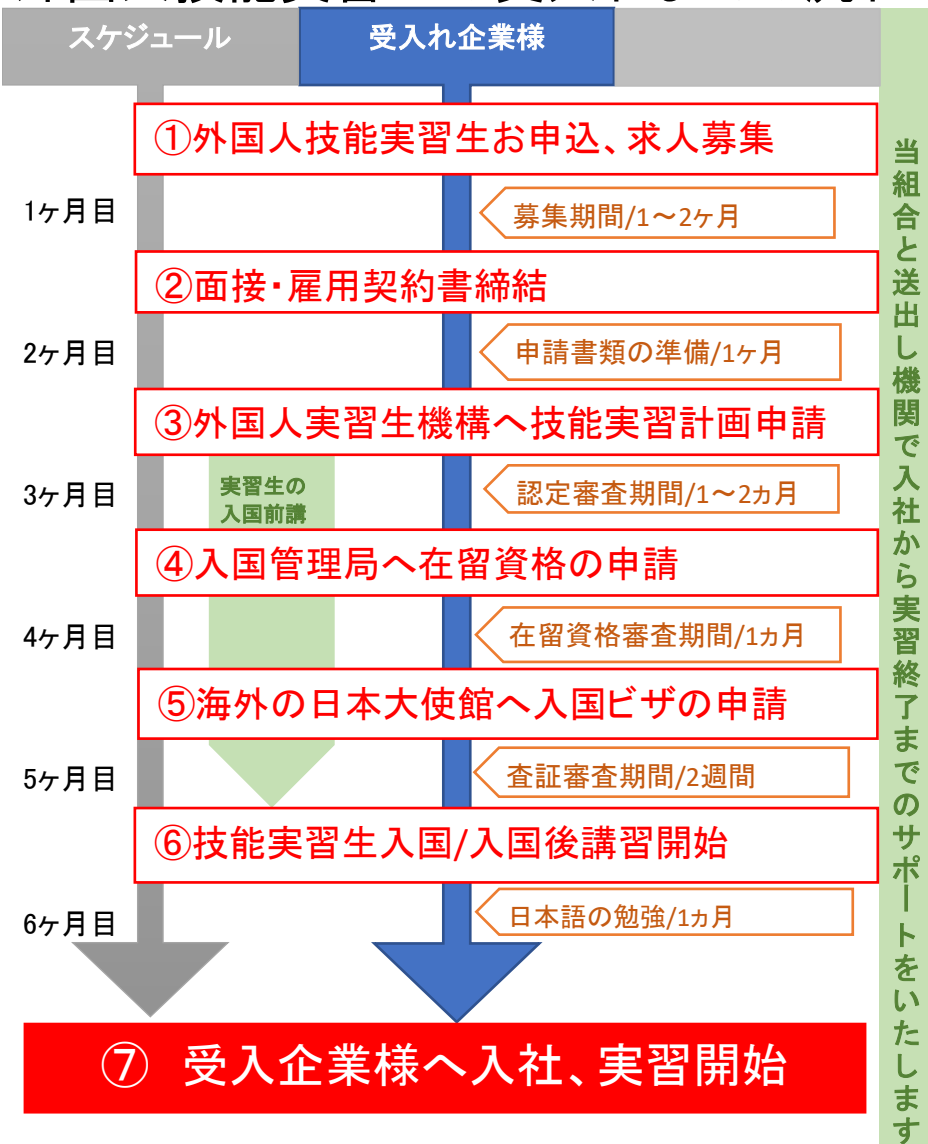
409-3867

山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1666

TEL 055-236-6111 FAX 055-233-8300

特定監理団体許可

外国人技能実習生の受入れまでの流れ



お申込みから入社まで約6~8ヶ月必要です。

※フィリピンの場合、フィリピン大使館、フィリピン労働局の手続きのため、8~9ヶ月かかります。

外国人技能実習生の受入前

- ① 受入れ企業様が外国人技能実習生受入れのご検討
当組合への加入手続(加入申込書へのご記入)
求人票を送出し機関へ送付
- ② 技能実習生の面接を行い、実習生の選定を行います。
1 送出し国へ訪問して面接
2 スカイプでのテレビ電話での面接
3 組合へおまかせ、または知人等の紹介により予め選定
- ③ 技能実習生が入居する宿舍を申請前に選定(契約は後で構いません)
別紙「必要書類一覧」のご準備、申請書のご記入、ご捺印
当組合での計画認定申請書の作成及び申請
- ④ 当組合での在留資格の申請書作成及び申請
在留資格認定証明書を送出し国へ送付
- ⑤ 送出し機関で送出し国の日本国大使館・総領事館へビザ申請
送出し機関で航空券の予約、入国日の確定、出国準備
- ⑥ 技能実習生が都留の寄宿学校で日本語・法律等の勉強
入国後別紙「技能実習生受入れに係る費用」をお支払いください
入社前までに、宿舍・生活備品等をお揃えください

外国人技能実習生の受入後

- ⑦ 講習終了後、当組合で技能実習生を受入れ企業様へ送迎いたします。
- 入社7か月目 技能実習生が技能試験を受験
☞ 検定に合格
- 入社9か月目以降 2年目へ移行(2号計画認定、在留資格変更)手続き
☞
- 入社約1年9か月目 3年目へ延長(在留期間更新)手続き
☞
- 3年終了前に随時3級の検定試験があります。

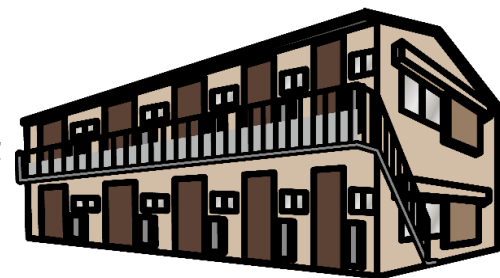
宿泊施設・生活備品のご準備のお願い

技能実習生の入社までに受入れ先の企業様でご用意いただく宿泊施設及び生活備品は以下の通りです。

1. 宿泊施設

実習生の宿泊施設は受入れ先企業様でご準備ください。アパートなどの賃貸物件の場合、家賃、光熱費は実習生が負担いたしますが、家主との賃貸借契約の締結と、礼金・敷金のご負担は受入れ企業様でお願いします。

なお、居住面積は実習生1人当たり3畳を下回らないようにして下さい。



2. 生活備品

(1) 家電、炊事用具

中古の冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、暖房設備、電子レンジ、ガスコンロ、鍋、フライパン。

※暖房設備は真冬にも耐えうるものをご用意ください。



(2) 寝具

布団(掛け、敷き両方)、シーツ、毛布、枕など

寝所は日本式の畳でも良いですが、折りたたみベッドや二段ベッドでも構いません。

※布団や毛布は真冬にも耐えうるものをご用意下さい。



(3) 入浴施設

シャワー設備、ユニットバスでも構いません。

※宿泊施設は必ず住宅用火災警報器、消火器、鍵付きロッカーを設置して下さい。



費用の支払い方法について

毎月の家賃、光熱費、消耗品は実習生本人が負担しますが、家賃は支払の都合上、受入れ先の企業様側で実習生の賃金から控除してお支払いいただいても構いません。家賃は1人2万円の徴収が上限になります。光熱費は使用した分を徴収します。

技能実習生受入に必要な書類一覧

- 1 法人登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」)原本 (発行日から3ヶ月以内のもの)
- 2 直近 2年分の決算書(貸借対照表・損益計算書・収支計算書)のコピー
- 3 企業パンフレット ※無い場合は不要です
- 4 36協定・変形労働時間制の協定などの届出書・会社カレンダーのコピー
※労働基準監督署へ届け出ている協定が必要です
- 5 役員の住民票(抄本)原本 代表者は必須。直接実習生と関わりのない役員は不要です
※本籍、世帯主の記載のあるもの(発行日から3ヶ月以内のもの)
- 6 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員になる方の履歴書
技能実習指導員は5年以上の経験が必要です
- 7 労働保険番号、雇用保険事業所番号
- 8 宿泊施設の家賃、間取りが分かる物(不動産屋さんからいただいた間取り図でOK)
- 9 技能実習責任者講習修了証コピー
- 10 「雇用保険事業所別被保険者台帳照会」のコピーまたは、社会保険料月額報酬決定通知書コピー
※従業員の数人数が分かるもの(ハローワークで取得できます)
- 11 その他 許認可関係書類
建設業の場合、建設業の許可証コピー
キャリアアップシステムに加入していることが分かるもの(事業者情報新規登録完了メール)
自動車整備の場合、自動車整備工場であることの認可証コピー
技能実習指導員の自動車整備士免許のコピー
農業の場合、 営農証明書(農業委員会発行)

技能実習生の受入れ特例人数枠

企業様の常勤職員総数 (雇用保険加入者人数)	技能実習生の人数(1年間) (1年間で受け入れ可能人数)
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

【例】従業員数50人以下の企業の場合

